

保護者様

世田谷区教育委員会事務局
世田谷区立桜丘小学校長
佐々木 克二

新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について

新型コロナウイルスについては、現在、国内での感染をできる限り抑えることが重要な状況となっております。現段階での対応について以下のとおりまとめましたので、ご確認の上、ご協力ください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、教育委員会及び学校としても随時情報提供に努め、対応についてお知らせしてまいりますので、ご理解・ご協力を願いいたします。

記

I 新型コロナウイルス感染症に関する対応

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒

- ア 保護者等は、毎朝必ず、自宅でお子様に検温をさせ、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養させてください。
- イ 手洗い(帰宅時や食事前、運動や外遊びの後、トイレ使用後など)、咳エチケット(マスクの着用など)などを行ってください。
- ウ 部屋のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度に留意してください。

(2) 教職員等(外部人材含む)

校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行うよう勧め、適切な健康管理に努めるとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、校長へ確実・正確に連絡をし、無理をせずに自宅で休養させるなど適切な措置を講じること。

- ア 手洗い(登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など)、咳エチケット(マスクの着用など)の励行について指導すること。
- イ 給食の際には、対面する形を避け、飛沫感染の防止に努めること。
- ウ 教職員等は、手洗い、咳エチケットを励行すること。
- エ 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、感染予防に努めること。
- オ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

II 園・学校における教育活動の対応

1 卒業式の実施

(1) 方針

参列者の制限や時間短縮、換気など必要な対策を講じた上で実施しますが、詳細は後日お知らせする予定です。

(2) その他

児童生徒等が参加する式後の茶話会等は中止とし、校外で行うPTA等が主催する謝恩会の教員の参加については自粛します。

2 終業式(幼稚園)・修了式(小・中学校)

放送設備等を活用して、各教室で実施します。

3 学年合同や複数学年による活動や集会等(練習を含む)

校内における活動は学級単位を中心とします。多目的スペースや体育館等の広い空間において学年や複数学年が集まる活動は、放送などを工夫して実施するか、原則中止します。

(本校の対応：「全校朝会」は放送で行います。「避難訓練」は児童を集合させずに実施します。2/28(金)「音楽集会」・3/16(月)「学年朝会」は中止とします。)

4 土曜授業公開・学校公開

予定通り、授業は行いますが、**保護者等の参観はご遠慮いただきます。**

(本校の対応：3/14(土)「土曜授業日」の案内通知は発出しません。)

5 保護者会

中止を基本としますが、必要に応じて、学級単位での実施とします。学年合同等での実施については、放送などを活用するか、中止します。

(本校の対応：2/27(木)「第1・3・4学年保護者会」は中止としました。)

6 臨時休業への対応

各学校は、臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備をします。

7 人権上の配慮について

風評被害等、医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じることも懸念されます。学校は、適切な指導のもと、中国からの帰国者および外国人などを理由とした偏見や差別、いじめ、からかい等が生じないように配慮します。**ご家庭でもご配慮ください。**

III 感染症が発生した場合の対応

1 園・学校において発症者が出了した場合の対応

(1)児童生徒等の場合

- ア 当該児童生徒について、治癒する(退院)までの間、出席停止とします。
- イ 保健所からの助言や協議等により、14日間を目安に臨時休業を行います。
- ウ 保健所の指示に従い、校内の消毒を行います。
- エ プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布します。

(2)教職員の場合

- ア 園・校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませます。
- 以降の対応については、「1(1)児童生徒等の場合」のイ～エと同様の取扱いとします。

2 園・学校において濃厚接触者を把握した場合(同居家族が発症した場合など)

(1)児童生徒等の場合

- ア 児童生徒等の同居の家族の中に発症した方が出たなど、お子さんが濃厚接触者である旨を把握した場合には、**速やかに学校にお知らせください。**
- イ 感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒に対して出席停止の措置を行います。
- ウ イの場合、原則として臨時休業は実施しませんが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合があります。
- エ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行います。
- オ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布します。

(2)教職員の場合

- ア 教職員の同居の家族の中に発症した方が出たなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませます。

以降の対応については「2(1)児童生徒等の場合」ウ～オと同様の取扱いとします。

IV その他

1 新BOP

- (1)3月2日(月)より、BOPについては、すみやかな帰宅をすすめ、放課後の児童の感染予防等のために参加の自粛をお願いします。
- (2)学童クラブについては通常運営します。
- (3)新BOP主催のイベントについては中止とします。

【問い合わせ】

世田谷区立桜丘小学校 副校長 小俣 弘子 03(3429)1375

世田谷区教育委員会 教育総務課調整係(堤)03(5432)2652

教育指導課 統括指導主事 03(5432)2703～5